

農事用電力高騰に係る農家負担軽減対策を国へ要望

8月4日、農事用電力高騰による農業水利施設の維持管理費用の増加等に対する農家負担軽減対策について、農林水産省、財務省、県選出国會議員に対して要請活動を行いました。要請活動には、県土連の楫野会長（大田市長）をはじめ、県内土地改良区を代表して田中平田中央土地改良区理事長、島根県農村整備課竹中課長外3名が参加しました。

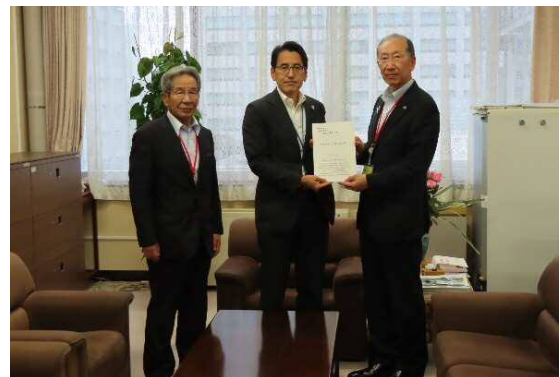
楫野会長らは要望先に対し、「今年に入り農事用電力は、原油高やウクライナ情勢、円安の影響等で高騰しているが、県内土地改良区では主にかんがい排水用設備で多量の電力を使用していることから、節電には努めているものの、電気料金の負担が大きくなり、このまま高騰が長期化すれば農家に賦課金の値上げをお願いせざるを得なくなるため、農業水利施設の維持管理費用の増加等に対する農家負担軽減対策をお願いする」と要請。

これに対し財務省の前田主計局次長は、「過去にはない事例だが、一過性の問題でもない。恒常的な制度は難しいが、誰がどういうふうに補填していくのかなど、今後、農林水産省とよく相談していきたい。」と述べられました。

また、農林水産省農村振興局では、「農家負担軽減対策の必要性は十分に認識している。併せて省エネ対策にも取り組んで頂く必要もある。」と応じられました。



財務省主計局前田次長（右から3人目） 河口主計官（同4人目）へ提案書を手渡す楫野会長（右から2人目）、田中理事長（左から2人目）



青山農村振興局長（中央）へ提案書を手渡す楫野会長（右）、田中理事長（左）

（提案・要望書の全文は、次頁に掲載）

- ◆ 農事用電力高騰に係る農家負担軽減対策を国へ要望 1
- ◆ 農事用電力高騰に係る要望書 2
- ◆ 今秋、開催予定の土地改良区に向けた研修会 3
- ◆ 土地改良相談随時受付中 4
- ◆ 9月の主な予定 4

農事用電力高騰に係る要望書

農事用電力は、食料の安定供給に必要なかんがい排水や脱穀調整・育苗栽培等に用途を限定して動力を使用する需要家（主に土地改良区、JA、営農組織等）に対して供給されるものであり、需要の季節性等を考慮した電力料金が設定されてきました。

料金は燃料価格の変動を反映する国の燃料費調整制度により、毎月自動的に加減され、電力会社が決める基準燃料価格の1.5倍が加算の上限となっています。

今年に入り農事用電力は、原油高やウクライナ情勢、円安の影響等で、燃料費調整制度の上限に達し高止まりの状態が続いています。

県内土地改良区では主にかんがい排水用設備で多量の電力を使用していることから、節電に努めているものの、電気料金の負担が大きくなり、このまま高騰が長期化すれば農家に賦課金の値上げをお願いせざるを得なくなりつつあります。

しかし、米価下落が続く中、肥料や燃料、資機材高騰等、生産コストは上がる一方であり、農家に賦課金の値上げを頂くのは大変厳しい状況にあります。

こうした状況を踏まえて、地元農家のさらなる負担を回避しつつ、土地改良区が農業水利施設の機能を適切かつ十分に発揮できるよう、次の事項の実現を強く要望します。

1. 農事用電力高騰による農業水利施設の維持管理費用の増加等に対する農家負担軽減対策

鳥根県土地改良事業団体連合会 会長 楳野 弘和

松江市土地改良区	理事長 加藤 滋夫	安来市土地改良区	理事長 田中 武夫
揖屋干拓地土地改良区	理事長 久保田耕司	奥出雲町土地改良区	理事長 村尾 明利
雲南市土地改良区	理事長 石飛 厚志	出雲市土地改良区	理事長 木次 誠
平田中央土地改良区	理事長 田中 修	宍道湖西岸土地改良区	理事長 多久和 修一
出雲市斐川土地改良区	理事長 遠藤 泰夫	大社町土地改良区	理事長 手銭 賢二
大田市波根町波根土地改良区	理事長 竹下 正幸	大田市久手町久手土地改良区	理事長 田原 洋司
静間川沿岸土地改良区	理事長 坂根 謙二	邑智郡石見土地改良区	理事長 秋田 勝秀
浜田市土地改良区	理事長 久保田章市	江津市土地改良区	理事長職務代理者副理事長 大堂 和敏
益田市土地改良区	理事長 山本 浩章	鹿足郡吉賀町土地改良区	理事長 茅原 忠夫
隠岐の島町土地改良区	理事長 高宮 守國		

— 県勢順 —

今秋、開催予定の土地改良区に向けた研修会

本会では、土地改良区を対象とした2つの研修会を10月に計画しています。

どちらも、土地改良区理事長、事務局長、担当職員の皆様にぜひ受講頂きたい研修となっていますので日程調整のうえご出席ください。

後日、正式なご案内をいたしますが研修会の詳細（予定）は下記のとおりです。

【統合整備推進研修(会計研修)】 令和4年10月24日(月)

令和元年度から3年度まで実施していた複式簿記導入促進特別研修の後継として、土地改良区の会計複式化定着を支援することを目的として実施するものです。

1. 場 所 松江市学園南一丁目2番1号 「くにびきメッセ」5階 501大会議室
2. タイムスケジュール(案)

期日	時間	研修内容	講師等
10月24日 (月)	10:30~10:35	主催者挨拶	
	10:35~12:00	財務諸表等の作成手続き(基礎編)	全国水土里ネット 支援部
	12:00~13:00	— 昼休憩 —	
	13:00~14:30	財務諸表等の作成手続き(実践編)	〃
	14:30~14:40	— 休憩 —	
	14:40~16:00	財務諸表等を活用した財務分析の方法	〃

【令和4年度土地改良区役職員等研修会】 令和4年10月25日(火)

昨年6月、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」が決定されましたが理事のみならず総代での女性の役割が極めて低い状況を踏まえ、関係者の女性登用に対する理解の促進や意識改革を推進するための研修です。(しまね水土里女性の会会員もご出席ください)

1. 場 所 松江市学園南一丁目2番1号 「くにびきメッセ」1階 多目的ホール
2. タイムスケジュール(案)

期日	時間	研修内容	講師等
10月25日 (火)	10:00~10:05	挨拶	
	10:05~11:05	土地改良区男女共同参画推進について	全国水土里ネット
	11:05~11:40	土地改良区の女性理事登用事例	土地改良区
	11:40~12:00	男女共同参画に向けた手続き等について	中国四国農政局
	12:00~13:00	— 昼休憩 —	
	13:00~14:00	土地改良区と男女共同参画(仮題)	島根県立大学地域政策学部 准教授 豊田知世
	14:00~14:40	中国四国管内における 女性活躍への期待	中国四国農政局 次長 柵木 環
	14:40~15:30	意見交換会	講師及び参加者

～ 土地改良相談随時受付中 ～

本会では、土地改良に関する相談を実施しています。

定期相談日は、毎月1回の5日としておりますが、その日にこだわらず随時相談を受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

- 相談事例
- 土地改良区の賦課金の督促状の納付期限はいつまでにしたらよいか
 - 土地改良区の総代会議事録の押印の省略はできるか
 - 土地改良区の役員は総代選挙の管理者、立会人になれるか
 - 土地改良施設の個人への払い下げについて

相談の事例は、ほんの一部です。土地改良施設の管理に関する事や土地改良区の組織運営上の事、土地改良法令に関する事など、土地改良に関する事であればOKです。

《本会相談窓口》

島根県土地改良事業団体連合会 隠岐出張所 (担当：前川)

電話08512-2-9013 FAX 08512-2-6580

E-MAIL maekawa@shimanedoren.or.jp

また、顧問弁護士による法律相談も行っています。

詳しくは、本会ホームページ (<http://www.shimanedoren.or.jp/publics/index/149/>) をご覧ください。

9月の主な予定

開催日	行 事 等	開催地
9月 8日 (木)	令和4年度農業農村整備サマーセミナー (第58回)	WEB
9月14日 (水)	都道府県土地改良事業団体連合会等事務責任者会議	WEB

みどり
「水」「土」「里」
の未来を創造し働きます
「水」・・・農業用水や地域用水
「土」・・・土地や農地
「里」・・・農村空間、農家や地域住民が一体となった生活

水土里ネット島根 (島根県土地改良事業団体連合会)

〒690-0876 島根県松江市黒田町432-1 島根県土地改良会館 TEL 0852-32-4141
ホームページ<http://www.shimanedoren.or.jp/> メールsmndoren@shimanedoren.or.jp